

陳 情 文 書 表 (2 0 - 3 - その 1)

- 1 受理番号 陳情第5号 令和2年8月17日受理
- 2 件 名 別居・離婚後の共同親権及び共同養育の法整備に関する陳情
- 3 陳 情 者 住 所 大阪府堺市少林寺町東1-1-9 204
団体名 桜の会
氏 名 代表 平 山 雄一郎

4 趣 旨

法整備に際し、家族法研究会が立ち上げられましたが、国内外から指摘されている現状の問題についての議論がされておられませんので、「子どもの最善の利益」を実現するための議論を講じるよう、国の関係機関に意見書を提出することを要望します。

我が国では、夫婦の3組に1組が離婚しており、離婚家庭の未成年者数は21万人（厚生労働省人口動態統計）であり、そのうちの約7割にあたる15万人が片方の親に会っていません。その理由の一つに、先進国において我が国のみが採用している単独親権制度であるが故に、別居・離婚に伴う子どもの親権・監護権争いを優位に進めるために、婚姻中における一方の親の同意なしでの「子どもの連れ去り」別居やDV支援措置法を悪用した虚偽DVなどによる「親子引き離し」が後を絶ちません。

不当に子どもを連れ去られた一方の親は、不当に子どもを連れ去られ、継続性の原則の下、親権・監護権を奪われ、養育費は支払っているものの、面会交流が認められず、愛する我が子と全くの断絶状態となってしまいます。このような親が多数存在し、その苦しみの余り自殺する親も相次いでいるのが現状です。

一方的な子どもの連れ去り・引き離しは、子どもの成長に長期間にわたり悪影響を及ぼす非人道的行為であり、欧米の先進国などでは誘拐や児童虐待に該当し、刑事事件として扱われるのに対して、我が国では法的な制限がなく、かつ家庭裁判所が監護の継続性を重視するあまり、先に監護を始め、これを継続している事態を法的に追認していることから生じています。

このような状況から、国内外からも以下のような問題が提起されているにも関わらず、法整備に際し、現段階では議論されておられません。

- ・2014年1月にハーグ条約を締結、批准したにも関わらず不履行であり、このことは拉致被害国でもある日本が、「ハーグ条約不履行国」「子どもの拉致国家」として国外から非難されています。
- ・2019年2月、国連子どもの権利委員会は「共同親権を認める為に、離婚後の親子関係に関する法律を改正すること」等の勧告を日本政府に行いました。
- ・2020年6月25日に自由民主党政務調査会司法制度調査会において「子の連れ去りの問題について、欧州諸国等から非難されている」こと、「日本では離婚を巡って夫婦間で子どもの連れ去りが起きたり、子と別居親の関係が遮断されるケースが少なくない。」と報告されました。

・2020年7月8日に欧州連合（EU）議会本会議において、子の連れ去りが日本国内において追認されていることを非難し、それを禁止する法改正を要請する決議が可決されました。

日本の宝でもある、未来ある子どもたちにとって、両親からの愛情と養育を安定して受けることは最大の利益であり権利です。連れ去り、引き離しという人権侵害に真摯に向き合い、世界標準となる法改正の実現が、子どもたちの健全な発達に資すること、ひいては国の繁栄、国内だけでなく国際問題の解決につながります。このことから、以下の5点を盛り込んだ確実な法整備を求めます。

(1) 別居・離婚後の共同養育・共同親権制度への民法改正

子どもの最善の養育環境を整え、両親の子育て責任を明確化すること。

(2) 子どもの連れ去りの禁止

同意なく子どもを連れ去った場合には、子どもを速やかに元の場所に戻し、子どもの養育について話し合うこと。子どもを速やかに元の場所に戻すことに応じない場合には、子どもを連れ去られた親に暫定監護権を与えること。

(3) フレンドリーペアレントルール（友好親原則）の導入

主たる養育親の決定はフレンドリーペアレント（他方の親により多くの頻度で子を会わせる親）ルールによるものとする。

(4) 面会交流の取り決めについて

離婚家庭の貧困化対策として、養育費の取り決めに合わせて、子どもと離れて暮らす親に年間100日以上当面会・養育を義務化すること。

(5) DV法の運用改善

法を悪用しないよう、行政が安易に受理するのではなく、警察の捜査を義務づけ証拠主義とする。親権・監護権を目的とした主張、親子引き離しを目的とした「ねつ造DV」は作為的な行為であることを認定し、罰則を強化すること。